

令和元年(2019年)9月12日
長野県総務部財政課企画係
(課長) 矢後雅司 (担当) 滝沢倫弘
電話 : 026-235-7039(直通)
026-232-0111(代表) 内線 2053
FAX : 026-235-7475
E-mail zaisei@pref.nagano.lg.jp

令和2年度当初予算編成方針

(県財政の現状認識)

本県の財政状況は、今年度については、当初予算において財政調整のために基金を98億円取り崩していることに加え、米中経済摩擦の激化等の影響により県税収入の動向が定かでなく、財源不足額の更なる拡大が危惧される。このため、予算の執行段階における工夫等あらゆる方策を講じて基金取崩の抑制に努める。

来年度については、県税収入は消費税率引上げ等の増収要因がある一方で、国際情勢等を背景とした減収要因もあること、高齢化等による社会保障関係費の増加などにより義務的経費が政策的経費を圧迫する硬直的な構造が続くこと、国の予算・制度の見直しの影響や地方財政対策の動向を見極める必要があること等から、財政状況は不透明さを抱えながら厳しさを増すものと見込まれる。

なお、一定の仮定の下では、別添1のとおり100億円を超える収支差が生じる試算となっており、歳入歳出の両面にわたり財源確保に取り組み、収支差の圧縮に努める。

第1 予算編成に当たっての基本的考え方

1 しあわせ信州創造プラン2.0の推進

しあわせ信州創造プラン2.0(以下「プラン2.0」という。)を着実に推進するため、政策推進の基本方針に沿って施策を展開し、政策評価の結果を踏まえ、重点目標(別添2)の達成に向けて財源と人的資源を重点的に投下する。

＜政策推進の基本方針＞

- ・「学びの県づくり」
- ・「産業の生産性が高い県づくり」
- ・「人をひきつける快適な県づくり」
- ・「いのちを守り育む県づくり」
- ・「誰にでも居場所と出番がある県づくり」
- ・「自治の力みなぎる県づくり」

2 持続可能な財政運営

厳しい財政状況と限られた人員体制を共通認識とし、フローとストックの両面で財政の健全化に取り組み、将来世代に過度な負担を残さない持続可能な財政運営を行う。

長野県行政・財政改革実行本部を中心に「しごとの仕来りの見直し」と「しごとの減量化」を更に進め、事務・事業の見直しとそれらを通じた組織のスリム化、職員数・総人件費の適正化に取り組み、トータルコストの削減に努める。特に、新規事業の実施や既存事業の拡充により人員増や歳出増を伴う場合は、類似事業の廃

止・縮小を図るなどスクラップアンドビルドを徹底する。

県債残高は、国の緊急対策予算を活用して、重要度の高い防災・減災事業を実施することから、一時的に増加する見込みである。そのため、建設事業債の発行を極力抑制するとともに、臨時財政対策債に依存しない地方財政制度の確立を国に対して強く求める。

第2 質の高い事業の構築と効率的な予算編成

限られた財源と人員の中で、質の高い事業の構築と効率的な予算編成を行うため、事業構築・予算編成プロセスの改善に取り組む。

1 事業構築プロセスの改善

事業の構築・見直しに当たっては、別添3を徹底する。

2 予算編成プロセスの改善

- (1) 年度前半の政策評価や政策形成の議論を踏まえ、施策の方向性を庁内で共有して予算を編成する。
- (2) 部局長の判断と責任で調整を行う「部局長裁量経費」と政策分野を横断する課題に全庁的に対応する「しあわせ信州創造経費」により、めりはりのある予算編成を行う。
- (3) 予算編成を前倒しして開始し、予算編成におけるコミュニケーションの円滑化と作業の平準化を図る。

第3 予算編成における具体的取組

1 歳入に関する事項

- (1) 県税については、国の税制改正や景気、課税客体等の動向を的確に把握するとともに、収入歩合の向上に努める。
- (2) 国庫支出金については、国の予算編成の動向を注視して必要なものは必ず取り入れる。特に地方創生関連交付金については、信州創生のため最大限活用する。ただし、国庫を活用する場合にも県の負担があることを十分勘案する。また、超過負担が生じているものについては、実態を十分に把握した上で国に是正を働きかけるなど、その解消に努める。
- (3) 建設事業債については、将来負担の軽減と世代間負担の公平性の観点から、投資的経費を厳選した上で活用する。
- (4) その他、県有施設の利用率の向上、使用料・手数料の新設・改定や減免規定の見直しによる受益者負担の適正化、未利用県有地の売却を始めとする県有財産の有効活用、ネーミングライツや広告収入などの対象拡大、貸付金等の未収金の縮減、ふるさと納税の促進等により歳入の確保に努める。

2 歳出に関する事項

- (1) 地域振興局長が現場の意見を踏まえ、各部局長に予算への反映を要望する仕組みなどにより、現地機関からの意見等の反映に努める。
- (2) 各経費の見積りに当たっては、事業の実施見込みが過大とならないよう、事業の実施主体や現地機関から実施計画等を十分に聞き取り、事業量を適切に見込む。

また、繰越しが常態化していないか、あるいは、予算執行が年度末など特定の時期に集中していないかなど、毎年度の執行状況を的確に把握し、事業効果が適切な時期に発現するように、予算執行の年間計画を予め定めるなど工夫する。

- (3) 社会インフラ（庁舎、学校、病院、福祉施設や道路・橋梁等）については、頻発する自然災害を踏まえ、防災・減災事業に重点を置く。

なお、当面、新規の県有施設の建設は行わないことを原則とするが、プラン2.0に沿った取組、既存施設の統廃合など特別な事情により建設する場合には、当該施設に係る人件費や維持管理経費等の将来負担を十分考慮の上、所要額を精査する。

また、既存施設については、県民の利便性を重視しつつ、長野県ファシリティマネジメント基本計画等に沿って、

- ① 県として保有・運営すべきか施設のあり方を根本から検討し、その方向性を踏まえた上で、市町村や関係部局との連携による管理事務の集約化や共同利用、PPP/PFIなど民間の資金やノウハウを活用した効率的・効果的な施設管理を進め、維持管理経費等を適正化する。
 - ② 資産の有効活用とトータルコスト節減の観点から、既存施設の耐震化・長寿命化を計画的に行うなど、「造る」ことから「直す」ことに重点化する。また、500万円以上の建築物修繕・改修工事は、緊急性等の観点から統一的な基準で優先度を評価する。
- (4) 国の外郭団体や県の財政援助団体等への補助負担金等については、当該団体の財務状況、県やその他関係団体等との役割分担などを踏まえて必要性を十分検証し、経営改善に向けた計画的な取組を促すとともに、当該団体の理解を得ながら必要な見直しを行う。
- (5) 県単独補助金については、その必要性や妥当性を抜本的に検討し、補助率の引下げ、国庫補助金への任意上乗せの廃止等に取り組む。また、協議会等への負担金については、繰越金・積立金の状況等を踏まえ休止・縮減を協議会等に要請する。
- (6) イベント・啓発事業については、その対象や県内外への波及効果を見極め、廃止・縮小や民間との協働実施、紙媒体からインターネット活用への移行等を検討する。
- (7) 行政の簡素化・効率化、民間企業等の事業拡大・雇用創出を図るため、サービス水準の維持・向上に配慮しつつコスト比較を行った上で、民間企業等への委託を積極的に推進する。
- (8) 非常勤職員の人件費の計上に当たっては、会計年度任用職員制度への移行を適切に反映して見積もる。
- (9) 事業の検証・見直しを定期的実施するため、新規事業には、達成目標及び実施期間（原則3年以内）を設定する。

3 その他特に留意すべき事項

- (1) 事業名をわかりやすくすること、事業改善シートで成果目標を明らかにすることなどにより、予算に関する情報を県民や市町村、関係団体等と共有し、説明責任を果たすよう留意する。
- (2) 規制改革や税制など新たな予算措置を伴わない様々な手段についても検討する。

- (3) 特別会計については、一般会計と同様に必要性・緊急性等を十分検討し、効率的な事業執行に努めることにより、一般会計からの繰出金の節減を図る。
- (4) 債務負担行為については、その必要性・妥当性や設定内容が適切かどうかなどを十分精査し、最小限のものとする。特に、県の財政援助団体等に対する債務保証及び損失補償については、過度な県民負担につながらないように留意する。
- (5) 国・県の制度変更等について、市町村等と情報を共有する。経費負担の変更を伴うものについては、市町村等と十分な調整を行うなど適切な対応に努める。

第4 予算要求方法

1 要求基準

上記を踏まえ年間所要額を見積り、別紙により要求する。

なお、予算要求時における見直しと予算執行時における工夫及び節減を促進するため、新たな増収又は歳出削減に伴う財政効果額を上限に、別途定めるところにより見直しインセンティブとして要求上限額に上乗せして要求することができる。

2 部局長のリーダーシップ

各部局長は、強いリーダーシップを発揮して人材・資産・財源を総合的にマネジメントし、これまでの取組の成果や課題を徹底検証した上で、事業を厳選して要求する。

また、地域振興局長からの事業提案など、現地機関の意見を反映するよう努める。

第5 予算編成日程（予定）

おおむね次のとおりとする。

・ 予算見積書提出期限	別途通知する日
・ 要求概要の公表	12月中
・ 知事査定	1月下旬
・ 当初予算案決定・公表	2月上旬

令和2年度当初予算要求基準

区 分	予算要求の考え方
義務費	
人件費	・ 毎年度の執行状況を踏まえ精査の上、所要額を要求
扶助費	・ 法令によるものについては、年間経費を的確に見込み所要額を要求 ・ 県単独の事業については、県の果たすべき役割や後年度負担等について検討し、制度を見直した上で必要最小限の額を要求
公債費	・ 県債発行方法の工夫等を図りながら所要額を要求
準義務費	・ 法令によるものについては、年間経費を的確に見込み所要額を要求 ・ 私学助成などの別指定経費については、県の果たすべき役割や後年度負担等について検討し、制度を見直した上で必要最小限の額を要求
経常事務費	・ 財政課が示す標準額の範囲内で、執行状況を踏まえた費目・節に配分の上、要求
臨時経費	・ 主要建設事業、大規模イベントなどの別指定経費等について、令和2年度に実施する必要性・緊急性等のある事業に限定し、財政課に協議の上、必要最小限の額を要求
部局長裁量経費	・ 県の果たすべき役割や事業効果・緊急性等を精査し、各部局長の判断と責任により令和元年度当初予算額の97%の範囲内で要求
地域振興局長裁量経費	・ 「地域発 元気づくり支援金」及び「地域振興推進費」は、令和元年度当初予算額の範囲内で要求
行政・財政改革推進経費	・ 行政・財政改革の推進に資する取組について、その財政効果額を踏まえ所要額を要求
しあわせ信州創造経費	・ 令和元年度当初予算でしあわせ信州創造経費として認められた事業及び政策分野を横断する課題に全庁的に対応するため特に認められる新規・拡充事業について、これまでの取組を十分踏まえた上で所要額を要求（別途指示）
公共事業費等	・ 補助公共事業費については、国の動向を注視しながら、適正額を要求 ・ 県単独公共事業費については、公共事業評価を踏まえた上で事業箇所を厳選し、令和元年度当初予算の範囲内で要求 ・ 国直轄事業負担金については、国の動向を注視しながら、適正額を要求 ・ 災害復旧費については、過去の実績等を勘案し、所要額を要求

※要求の上限は、一般財源（県債を含む。）計上額とする。

※制度の見直し等による新たな増収又は歳出削減に伴う財政効果額を上限に、別途定めるところにより見直しインセンティブとして部局長裁量経費の要求上限額に上乗せして要求することができる。

※各経費とも、国の予算や制度、地方財政対策等が未確定な段階にあることから、これらの動向如何によつては、予算編成過程において弾力的対応を行う。

令和2年度一般会計財政見通し (令和元年9月仮試算)

○試算の考え方

- (歳入) 実質的な一般財源総額はR1当初と同額を基本としつつ、消費税率引上げに伴う社会保障の充実分相当額が増加するものと仮定。
- (歳出) 人件費、公債費は所要額。社会保障関係費は自然増と消費税率の引上げに伴う充実分を考慮。公共事業費等はR1当初と同額を基本としつつ、信濃美術館や県民文化会館等の整備費の増加等を反映。

※現時点での機械的試算であり、国の予算や地方財政対策の動向等により変動する。

単位: 億円

歳 出		歳 入	
9, 136<6, 273>		9, 019<6, 156>	
削減が困難な経費	義 務 費 3, 886<3, 405> (人件費、公債費、扶助費)	県税・地方交付税・ 臨時財政対策債等 6, 067<6, 067>	
	社会保障関係費 1, 072<1, 072>		
	その他義務的な経費 1, 795<1, 249> 〔税市町村交付金、中小企業融資制度資金 災害復旧費、県税還付金 など〕	建設事業債 881<0>	
裁量的経費	その他行政費 2, 383<547> 〔公共事業費、施設運営費、事業補助金 など〕	その他歳入 2, 071<89> 〔国庫支出金、使用料・手数料、諸収入 など〕	収支差 117

※〈 〉は純一般財源

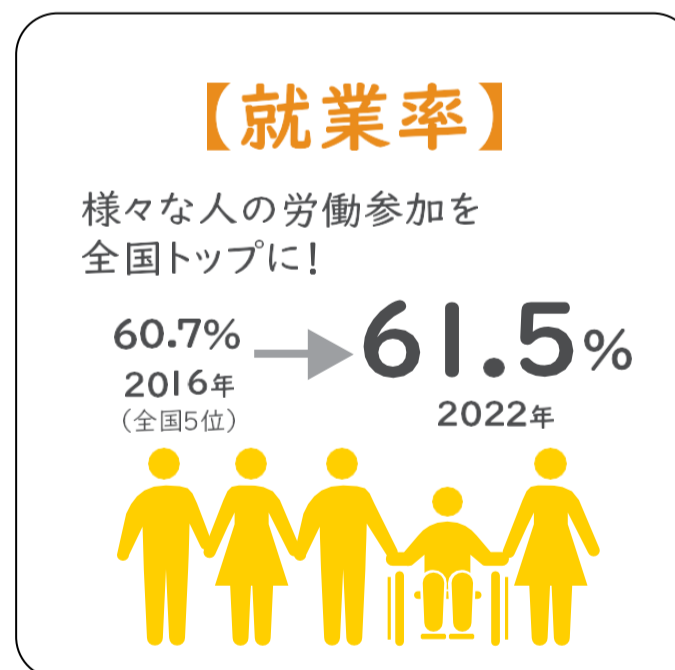
予算編成の過程において、
事業見直しや歳入確保により対応

しあわせ信州創造プラン2.0 8つの重点目標

＜クリエイティブな社会をつくる ～産業や地域のイノベーションを促進する～＞



＜安心して希望あふれる社会をつくる ～県民の思いに寄り添う～＞



事業構築・見直し5箇条

「学びと自治の力」の発揮・向上を目指し、次の5箇条を徹底

1 県民起点・現場重視

担当業務の枠にとらわれず、県民や市町村の声を真摯に受け止め、現場の課題を共有すること。

2 データ&ロジカル

客観的根拠に基づき、なぜ、何を、どのように実施するか論理的に考えること。

3 選択と集中

むやみに新規事業をつくるのではなく、これまでの取組を徹底検証し、伸ばすものは伸ばす。やめるものはやめる。

4 大局的視点

関連施策も含めた中長期的な事業の動かし方（執行体制）や段取り（工程表）を明確にすること。

5 協働・共創

複雑な行政課題に対応するため、様々な主体（企業や団体、大学等）と連携すること。